

【変更前】と【最新版】との比較

第4回 市民健康文化都市条例検討委員会

袋井市日本一健康文化都市条例

【変更前】

平成27年12月28日

第4回 市民健康文化都市条例検討委員会

袋井市日本一健康文化都市条例

【最新版】

平成27年12月28日

【変更前】

別 紙

袋井市日本一健康文化都市条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 まちづくりの担い手（第4条－第9条）

第4章 参加と協働（第10条－第12条）

第5章 まちづくりに関する基本施策（第13条－第16条）

附則

袋井市は温暖な気候、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境に恵まれています。

私たち袋井市民は、先人が築いた美しい自然環境、歴史や伝統文化を継承しながら、均衡ある地域の発展と多くの人々が定住するまちづくりを、目指していかなければなりません。

このため、心身ともに健康な市民が、高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続けることができるまちづくりを進めていくことが大切です。

こうした中、本市は、平成22年に「日本一健康文化都市」を宣言し、市民自らの心身の健康づくりはもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和し、産業経済が活性化するなど、人もまちもすべてが健康で、市民の誰もが生活の向上と地域の発展を志向していくまちづくりの推進に努めてきました。

しかしながら、今後ますます進む少子高齢化や人口減少が予測されるとともに、市民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化などにより、従来どおりの施策の推進が厳しくなっております。

そこで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自覚と行動力のもと、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、連携・協働して取り組むことにより、日本一健康文化都市を実現するため、この条例を制定します。

【最新版】

別 紙

袋井市日本一健康文化都市条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 まちづくりの担い手（第4条—第8条）

第4章 参加と協働（第9条—第10条）

第5章 まちづくりに関する基本施策（第11条—第13条）

第6章 雑則（第14条）

附則

袋井市は温暖な気候のもと、豊かな田園と緑美しい茶畑、まちを貫く太田川や原野谷川、水碧き遠州灘と、自然環境に恵まれています。

私たち袋井市民は、先人が築いてきたこの美しい自然と歴史や伝統文化を継承し、さらなる地域の発展を目指していかなければなりません。

このためには、心身ともに健康な市民が高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続けることができるまちづくりを進めていくことが大切です。

本市は、平成22年に「日本一健康文化都市」を宣言し、市民自らの心身の健康づくりはもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和し、産業経済が活性化するなど、人もまちもすべてが健康で、市民の誰もが生活の向上と地域の発展を志向していくまちづくりの推進に努めてきました。

しかし、今後ますます少子高齢化や人口減少が進むと予測されるとともに、市民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化などにより、従来どおりの施策の推進は難しくなっています。

このため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自覚と行動力のもと、市民、地域団体、事業者、市議会及び市が、それぞれの立場でそれぞれの役割と責務を認識し、連携及び協働して取り組むことにより、日本一健康文化都市を実現するため、この条例を制定します。

【変更前】

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、袋井市の日本一健康文化都市の実現に向けて、基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等がそれぞれの役割を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の誰もが住んで良かった、これからも住み続けたいと実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、又は市内で働き、若しくは学ぶ者をいう。
- (2) 地域団体 市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 市議会 市議会議員をもって構成される市の意思決定機関をいう。
- (5) 市長等 市長のほか、市の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (6) まちづくり 誰もが健康で快適に幸せに暮らすことができるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、日本一健康文化都市宣言の理念に基づき、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、日本一健康文化都市の実現のため、それぞれの役割と責務を理解し、互いを尊重し、連携し合い協働しながらまちづくりに取り組むものとする。

【最新版】

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、袋井市が目指す日本一健康文化都市の実現に向けて、その基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市がそれぞれの役割と責務を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の誰もが住んでよかった、これからも住み続けたいと実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、又は市内で働く者、若しくは学ぶ者をいう。
- (2) 地域団体 市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 市議会 市議会議員をもって構成される市の意思決定機関をいう。
- (5) 市 市長、その他の市の執行機関及び市職員をいう。

(6) まちづくり 誰もが健康で快適に幸せに暮らすことができるまちを実現するための公共的な活動の総称をいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、日本一健康文化都市宣言の理念に基づき、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、日本一健康文化都市の実現のため、それぞれの役割と責務を理解し、互いを尊重し、連携し合い協働しながらまちづくりに取り組むものとする。

【変更前】

第3章 まちづくりの担い手

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、自ら果たすべき役割を自覚し、互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、健康で快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、日本一健康文化都市についての理解を深め、家庭、地域、職場その他のあらゆる機会とあらゆる場所において、健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、その社会的使命や機能を認識し、地域に根ざした活動を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民や他の地域団体、市と密接な連携を保ち、地域の特性を活かしつつ、日本一健康文化都市の実現に向けて多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるとともに、市が実施する日本一健康文化都市に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市の議決機関として、市民の意見や意思を日本一健康文化都市の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市議会は、袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）第2条に規定する議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の実現を図るものとする。

(市長等の責務)

第8条 市長は、市民、地域団体及び事業所が行う活動への支援を通じて、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、日本一健康文化都市の実現のために必要な施策を総合的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体、事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、相互連携を図り、一体となって日本一健康文化都市の実現をめざして取り組むものとする。

【最新版】

第3章 まちづくりの担い手

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、自ら果たすべき役割を自覚し、互いの立場及び考えを尊重し、協力し合いながら、健康で快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、日本一健康文化都市についての理解を深め、家庭、地域、職場、その他のあらゆる機会及び場所において、生活の向上と地域の発展に向けた活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、基本理念に基づき、その社会的使命及び機能を認識し、地域に根ざした活動を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民、他の地域団体及び市と密接な連携を保ち、地域の特性を活かしつつ、日本一健康文化都市の実現に向けて多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるとともに、市が実施する日本一健康文化都市に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、基本理念に基づき、市の議決機関として、市民の意見や意思を日本一健康文化都市の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市議会は、袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）第2条に規定する議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の実現を図るものとする。

(市の責務)

第8条 市長は、基本理念に基づき、市民、地域団体及び事業者が行う活動への支援を通じて、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、日本一健康文化都市の実現のために必要な施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 市長は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長その他の市の執行機関は、相互連携を図り、一体となって日本一健康文化都市の実現をめざして取り組むものとする。

【変更前】

(市職員の責務)

第9条 市職員は、市民、地域団体、事業者と協働し、まちづくりの推進に取り組むとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市職員は、必要な知識を習得し能力を發揮し、日本一健康文化都市の実現に取り組むものとする。

【最新版】

- 4 市職員は、市民、地域団体及び事業者と協働し、まちづくりの推進に取り組むとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 5 市職員は、常に必要な知識を習得し能力の向上に努め、日本一健康文化都市の実現に取り組むものとする。

【変更前】

第4章 参加と協働

(市民活動の推進)

第10条 市民、地域団体、事業者は、健康で安心して快適に暮らすことの出来る地域社会を実現するため、自主的に行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むものとする。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民、地域団体、事業者の相談機会の確保、人材育成等に努めるものとする。

(地域自治活動の推進)

第11条 市民は、地域社会の一員として、主体的に自治会などの地域団体の活動（以下「地域自治活動」という。）に参加するよう努めるものとする。

2 地域団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性を活かした地域自治活動に取り組むよう努めるものとする。

3 市は、地域自治活動の促進を図るため、地域における課題の把握、活動拠点の整備等に関し必要な支援を行うものとする。

(参加と協働の推進)

第12条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うにあたっては、市民、地域団体及び事業者等が参加できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、それぞれの役割及び責任を自覚し、相互に補完し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

3 市は、協働の推進にあたり、必要な支援を行うものとする。

【最新版】

第4章 参加と協働

(参加と協働の推進)

第9条 第3条の基本理念に基づくまちづくりを推進するにあたっては、次に掲げる参加と協働の基本原則にのっとり取り組むものとする。

(1) 市民、地域団体、事業者及び市は、相互に対等な立場で自主性を尊重しつつ、お互いの特性を活かし合い、補完し合いながら、まちづくりに取り組むこと。

(2) 市は、市政に対する市民参加の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保し、活力のある地域社会の実現に向けて取り組むこと。

(3) 市は、市民、地域団体及び事業者からの相談の機会を確保するとともに、人材育成に努め、協働による個性豊かなまちづくりを推進すること。

(市民活動の推進)

第10条 市民、地域団体及び事業者は、まちづくりの主体であることを自覚し、健康で安心して快適に暮らすことが出来る地域社会を実現するため、自主的に行う非営利の活動(以下「市民活動」という。)に取り組むものとする。

2 市民、地域団体及び事業者は、地域に関心を持ち、自治会などが取り組む活動に参加するよう努めるものとする。

3 市は、市民活動の推進を図るため、地域における課題の把握に努めるとともに、活動の場及び交流の場の整備等必要な環境づくりに取り組むものとする。

【変更前】

第5章 まちづくりに関する基本施策

(総合計画の推進)

第13条 市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を推進するため、適切な進行管理を行わなければならない。
(情報の公開及び共有)

第14条 市長等は、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供しなければならない。

2 市民、地域団体、事業者、市議会、市長等は、それぞれが保有する情報の共有に努めるものとする。

(説明責任)

第15条 市長は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価等を行うにあたり、その内容を市民に分かりやすく説明するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【最新版】

第5章 まちづくりに関する基本施策

(総合計画の推進)

第11条 **市長**は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 **市長**は、総合計画の内容を推進するため、適切な進行管理を行うものとする。

(情報の公開及び共有)

第12条 市民、地域団体、事業者、市議会**及び市**は、個人情報の保護に配慮した上で、それぞれが保有するまちづくりを推進するために必要な情報を積極的に公開し、その情報の共有に努めるものとする。

(説明責任)

第13条 **市長**は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価等を行うにあたり、その内容を市民に分かりやすく説明するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。